

学校教育法施行細則別表第3の「教育長が定めるもの」について

(平成29年3月31日教育長決定)

(平成29年10月16日一部改正)

学校教育法施行細則（昭和53年教育委員会規則第10号）別表第3に定める通学区域の規定中「教育長が定めるもの」とは、それぞれ次に掲げる者とする。

- 1 北海道札幌養護学校共栄分校の通学区域の規定中の「教育長が定めるもの」
 - (1) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第22条の3に規定する知的障害者の区分における障害の程度に該当する者のうち、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 知的発達の遅れが著しく、ほとんど言語を解さず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、かつ、日常生活において常時介護を必要とする程度のもの
 - イ 前記アのため、北海道南幌養護学校又は北海道札幌養護学校に通学することが困難であるもの
 - ウ 北海道札幌養護学校共栄分校への通学が可能なもの
 - (2) 上記（1）のアからウに準ずると認められる者
- 2 北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校の通学区域の規定中の「教育長が定めるもの」
 - (1) 施行令第22条の3に規定する知的障害者の区分における障害の程度に該当する者のうち、北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校併設の福祉型障害児入所施設に入所している者の就学に支障のない範囲で、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 当該分校に就学を希望するものであって、障害又は心身の状態から、当該分校に通学することで負担が軽減されると認められるもの
 - イ 当該分校への通学が可能なもの
 - (2) 上記（1）のア及びイに準ずると認められる者
- 3 北海道余市養護学校しりべし学園分校の通学区域の規定中の「教育長が定めるもの」
 - (1) 施行令第22条の3に規定する知的障害者の区分における障害の程度に該当する者のうち、北海道余市養護学校しりべし学園分校併設の福祉型障害児入所施設に入所している者の就学に支障のない範囲で、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 当該分校に就学を希望するものであって、障害又は心身の状態から、当該分校に通学することで負担が軽減されると認められるもの
 - イ 当該分校への通学が可能なもの
 - (2) 上記（1）のア及びイに準ずると認められる者

- 4 北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校の通学区域の規定中の「教育長が定めるもの」
 - (1) 施行令第22条の3に規定する知的障害者の区分における障害の程度に該当する者のうち、北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校併設の福祉型障害児入所施設に入所している者の就学に支障のない範囲で、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 当該分校に就学を希望するものであって、障害又は心身の状態から、当該分校に通学することで負担が軽減されると認められるもの
 - イ 当該分校への通学が可能なもの
 - (2) 上記(1)のア及びイに準ずると認められる者

- 5 北海道七飯養護学校おしま学園分校の通学区域の規定中の「教育長が定めるもの」
 - (1) 施行令第22条の3に規定する知的障害者の区分における障害の程度に該当する者のうち、北海道七飯養護学校おしま学園分校併設の福祉型障害児入所施設に入所している者の就学に支障のない範囲で、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 当該分校に就学を希望するものであって、障害又は心身の状態から、当該分校に通学することで負担が軽減されると認められるもの
 - イ 当該分校への通学が可能なもの
 - (2) 上記(1)のア及びイに準ずると認められる者

- 6 北海道紋別養護学校ひまわり学園分校の通学区域の規定中の「教育長が定めるもの」
 - (1) 施行令第22条の3に規定する知的障害者の区分における障害の程度に該当する者のうち、北海道紋別養護学校ひまわり学園分校併設の福祉型障害児入所施設に入所している者の就学に支障のない範囲で、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 当該分校に就学を希望するものであって、障害又は心身の状態から、当該分校に通学することで負担が軽減されると認められるもの
 - イ 当該分校への通学が可能なもの
 - (2) 上記(1)のア及びイに準ずると認められる者